

企画総務委員会 送付3-7

沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める陳情書

受付年月日 令和3年6月7日

陳情者 提出者 1名

署名者 326名

6/14追加署名 15名

6/17追加署名 1名

9/14追加署名 6名

10/4追加署名 61名

計 410名

陳 情 書

2021年 6月 7日

千代田区議会議員 殿

【陳情者代表】

(件名)

他 26名

沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める陳情

1. 陳情理由

日本で唯一の地上戦となった沖縄戦では、県民の4人に一人、日本兵、米兵等をあわせて20万人余が尊い生命を失いました。

沖縄の人びとの戦後は、激戦地となった南部地域で犠牲者の遺骨を収集することから始まりました。戦後76年を経た今も収骨は終わっておらず、遺骨のDNA鑑定による身元確定と遺族への返還の取り組みは始まったばかりです。

そのなかで、昨年9月公表された辺野古新基地に関する「設計変更承認申請書」では、未だ多くの遺骨が残る南部地域から、埋め立て用土砂を供給する計画が明らかとなりました。

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表の具志堅隆松さんは、「戦没者の血や遺骨粉を含んだ南部の土砂を埋め立てに使うのは、県内のみならず、国内外にもいる遺族の心を傷つける人道上の問題だ」と訴えています。具志堅さんの訴えは、基地建設に対する賛否の立場を越えた、共通の思いではないでしょうか。

千代田区は、戦後50年の節目となる1995年に「国際平和都市千代田区宣言」を行い、以来毎夏、沖縄・広島・長崎へ区民らによる平和使節団を派遣し、平和事業の担い手育成に努力してきました。元ひめゆり学徒の方からの講話と南部戦跡見学は、沖縄使節団の学びの柱でした。

沖縄からの声に、こんどは私たちが応答する番だと思います。

以上の理由により、下記事項の陳情を行うものです。



2. 陳情事項

議会において以下を内容とする意見書を採択し、政府および国会に提出してください。

- (1) 戦争犠牲者の遺骨等を含む可能性のある土砂を埋め立てに使用しないこと。
- (2) 住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の歴史をふまえ、日本政府が責任を持って遺骨収集を実施すること。

以 上

「沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める陳情」 に関する 補足説明と資料・写真

「陳情」審査のご尽力に、心より敬意を表します。主旨をご理解いただくために、この間の企画総務委員会での議論もふまえ、何点か資料を添えて説明させていただきます。

1. 沖縄島南部地域からの土砂なしには、辺野古新基地は完成しないのか
 - ①現在進行している辺野古工事の土砂調達計画 (2013) では、埋立必要土砂量 (2,062 万 m³) の約 7割を西日本各地から調達・搬入することになっていました。沖縄県内は、北部地区 (本部・名護)、国頭地区のみで、現在進められている工事の埋立土砂は、この地域からのものを使用しています。(資料①・写真②)
 - ②沖縄県は、生物多様性条約批准に基づく生物多様性国家戦略・同沖縄県戦略の具体化として、特定外来生物から生態系を保護するために、いわゆる「土砂条例」(2015.11) を制定し、県外からの土砂搬入に規制を設けてきました。防衛省は、この間、土砂条例に対応して、特定外来種の殺処分実験等を行ってきた経緯があります。土砂条例の適用第 1号は、那覇空港第二滑走路建設に関わる埋立事業で、奄美から搬入の石材が対象になりました。条例全文は、沖縄県 HP に掲載されています。

③ 2020 年 4 月、防衛省は、大浦湾側に発見された脆弱地盤の改良工事等の必要から、沖縄県に設計変更申請を行いました。現在、県の審査が続いています。そのなかで、埋立必要土砂については、業者への聞き取りやアンケートにより「全量県内調達が可能」と、新たな調達計画が示されました。(資料③)

それによると埋立必要土砂量 (2,018 万 m³・海砂が未掲載のため当初計画より減少しています) に対して、沖縄県内調達可能量は 4,476 万 m³で、うち約 7割の 3,159 万 m³が南部地区から調達可能とされています。また、沖縄県外 (鹿児島中心に熊本・長崎・佐賀) からも、4,840 万 m³の調達が可能とされています。

④この調達計画にしたがえば、南部地区からの土砂調達を全量除外しても、埋立必要土砂は十分確保可能ということになります。政府・防衛省は「戦没者の遺骨等に配慮し、南部地区の土砂は埋め立てに使用しません」と明言すればいいだけのことです。(ただし、その場合は一定量の県外土砂搬入が必要ということになります)

2. 南部地区一帯は国内唯一の戦跡国定公園に指定

①沖縄戦の最終激戦地となった沖縄島南部地区 (糸満市摩文仁を中心に八重瀬町の一部やその地先海岸) 一帯は、自然公園法に基づく「沖縄戦跡国定公園」に指定されています。米占領下の 1965 年、米国民政府 (USCAR) により政府立公園に指定され、復帰とともに現在の形で引き継がれたものです。(資料④)

沖縄県 HP は、「第 2 次大戦で日米両国の激戦地として知られている本島南部の戦跡を

沖縄戦遺骨収集ボランティア具志堅隆松さんの全国地方議会発案要請

1. 議員提案の要請

2021 年 7 月 7 日

各議会 議長様

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」
代表 具志堅隆松

件 貴議会における下記事項の議員提案の要請

要請内容

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること

要請の背景

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立ての為、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、未だに遺骨も埋もれている地域です。現に私たちボランティアが遺骨を発掘していた最中の沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となつてしまいました。

国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込みだ土砂を埋め立てに使うなどあってはならないことです。戦没者への冒瀆です。ご遺族に説明のつく事ではありません。何故なら戦後に戦没者のご遺族の元に遺骨の代わりに届いた「御霊石」は戦没地の土砂と言われている。その「御霊石」を埋め立てに使うのは、国が先に行つた遺族に対する悪意行為を自ら否定することです。

南部地域の戦没者遺骨の特徴は砲撃などによる破砕骨が多く、さらに 76 年の歳月の経過で風化が進み、採取可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。

今回の「埋め立て用土砂採取計画」の撤回要請は基地建設に賛成か反対かではなく単純に人道の問題です。沖縄戦で亡くなった 77,458 名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではありません。全国の問題です。貴議会においても議員の皆様は提案により戦没者の尊厳を守るべく意志を示していただくことを要請します。

添付資料

1. 「平和の礎」出身地別刻銘者総数 (2021 年 6 月 18 日)
2. 沖縄県議会議決意見書 (全会一致、2021 年 3 月 15 日)

2. 添付資料①—「平和の礎」出身地別刻銘者総数 (2021年6月18日)

添付資料 1

「平和の礎」刻銘者数 (令和3年6月現在)

出身地別刻銘者総数

出身地	令和3年度		令和2年度 刻銘者総数	令和3年度 刻銘者総数
	追加刻銘者数	削除者数 (※二重刻銘)		
日本	38	1	149,547	149,584
沖縄県				
県外都道府県	3	1	77,456	77,458
外国			14,010	14,010
米国 (U.S.A)				
英国 (U.K)			82	82
台湾			34	34
北朝鮮			82	82
大韓民国			382	382
合計	41	2	241,593	241,632

沖縄県以外の各都道府県刻銘者総数

都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数
北海道		10,806	滋賀県		1,691
青森県		565	京都府		2,546
岩手県		685	大阪府		2,339
宮城県		637	兵庫県		3,202
秋田県		485	奈良県		591
山形県		866	和歌山県		916

しれません。
終戦からは2年半が経っていましたが、空き地には遺骨が散らばっていました。「鉄の暴風」と形容される艦砲射撃の中で、まともな状態の遺骨はありません。手や足がなかったり、頭がなかったり、まともな目を開けていない状況でした。亡くなった多くの方の血の染み込んだ土地だと考えると、ここは全体がお墓なのだと思います。こうした体験から、成長してもしばらくは「ひめゆりの塔」など南部地域を訪ねる気持ちにはなれませんでした。

結婚してコザ (現在の沖縄市) に移りました。夫は、ジュエックボックスを米兵相手のパ一などに納める仕事をしていました。小さな民信も営んでいたので、この頃には、宿泊の人を案内して、観光コースでない沖縄を知ってもらうために、「ひめゆりの塔」などの南部戦跡やチビチリガマなど説谷の戦跡も案内するようになりました。

まだ米占領下だった当時のコザは、まさに基地の町でした。ジェット機やヘリの騒音、米兵の起こす事故や犯罪、これらのすべてを身近に体験しながらの生活でした。特にベトナム戦争が激しくなると、精神的に追い詰められた米兵による暴力は頂点に達し、そんな中で起きた「コザ暴動」にも立ち会いました。

18年前に、沖縄料理を教えるために東京に出てきました。沖縄の基地問題があらためて焦点になる時期にも重なっていました。東京生活は、沖縄に思いを寄せるたくさんの人たちの出会いでもありました。私にできることは、やらなくてはいけない。そう考えるようになりました。沖縄にいる弟の大城貞俊が、作家として文学を通じて発信を続けていることや、1959年に起きた宮森小への米軍ジェット機墜落事故を伝える映画『ひまわり』制作の中心になって活動していたことも、励みになりました。

今回、辺野古埋め立てのために、沖縄戦犠牲者の遺骨が残り血の染み込んだ南部地域からの土砂を使用する計画を知り、幼い頃の体験がよみがえりました。いても立ってもいられず、「陳情」を行うことにしました。沖縄戦後の南部地域の惨状をこの目で見てきた人間として、この問題は辺野古新基地の賛否以前の人道上の問題として、絶対に許されないことだと思っています。

遺骨には全国から沖縄に派遣された将兵たちも含まれています。また、今回の問題は、日本政府による米国軍事基地建設事業の中で起きているものであり、沖縄だけの問題ではありません。

どうぞ、千代田区議会議員の皆様のお力添えを、心よりお願い致します。

千代田区は、戦後50年の節目となる1995年に「国際平和都市千代田区宣言」を行い、以来毎夏、神縄・広島・長崎へ区民らによる平和使節団を派遣し、平和事業の担い手育成に努力してきました。元ひめゆり学徒の方からの講話と南部戦跡見学は、神縄使節団の学びの柱でした。

神縄からの声に、こんどは私たちが応答する番だと思います。

以上の理由により、下記事項の陳情を行うものです。

2. 陳情事項

議会において以下を内容とする意見書を採択し、政府および国会に提出してください。

(1) 戦争犠牲者の遺骨等を含む可能性のある土砂を埋め立てに使用しないこと。

(2) 住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった神縄の歴史をふまえ、日本政府が責任を担って 遺骨収集を実施すること。

千代田区議会議長 殿

2021年8月30日

「陳情」にあたって

「陳情」代表 渡久地 芳子

「陳情」の代表として、思いの一端を述べさせていただきます。

終戦は、当時、日本の信託統治領だったパラオの国民学校で迎えました。10歳でした。神縄戦は経験していませんが、パラオでも住民たちはジャングルの中を逃げ惑い、飢えの中で乳飲み子やたくさんの人たちが亡くなるのを見ました。戦前、南洋諸島へは神縄からも多くの人が移民や出稼ぎで渡りました。パラオ帰還者会では私は一番若く、90歳、100歳の方もいて、今も模合（もあいお茶会）を続けています。

引き上げた神縄は焼け野原で、食べ物もありませんでした。焼け残った北部・大直味村の大城本家に、生き延びた門中（むんちゆう＝親族）が集まり、多いときは40～50名近くが共同生活をしていました。山野の開墾が、戦後の生活のスタートでした。

ソナツ・フーチパー（よもぎ）・ぜんまい・ヒグ（へご）などを食料にした生活です。イモやコメを食べられるようになるのは、ずっと後のことです。近所では、お父さんのいない子どもたちがほとんどで、私のように父のいる子どもは教えるほどでした。父は、もうした子どもたちを集めて食事会も行っていました。生活に余裕がでようになるのは、遺族年金が出るようになってからのことです。

辺土名高校の教員になっていた父は、よく教員仲間を連れて激戦地だった南部地域へ戦跡の視察に出かけていました。トラックを借り、荷台に腰掛けを並べて分乗し、私もよくついて行きました。戦争の恐ろしさを知ってほしいという、父の思いだったのかも

都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数
都道府県			都道府県		
福島県		1,014	鳥取県		553
茨城県		755	島根県		745
栃木県		696	岡山県		1,838
新潟県		881	広島県		1,352
埼玉県		1,138	山口県		1,208
千葉県		1,622	徳島県		1,285
東京都	2	3,521	香川県		1,393
神奈川県		1,334	愛媛県		2,090
新潟県		1,235	高知県		1,008
富山県		876	福岡県		4,030
石川県		1,072	佐賀県		1,031
福井県		1,184	長崎県	1	1,601
山梨県		551	熊本県		1,975
長野県		1,376	大分県		1,491
岐阜県		1,075	宮崎県		1,854
静岡県		1,715	鹿児島県		2,929
愛知県		2,973			
三重県		2,728	合計	3	77,458

(沖縄県ホームページから)

3. 添付資料②—沖縄県議会議決意見書（全会一致 2021年4月15日）

沖縄戦犠牲者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなった24万1593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の重さを認識し、犠牲者の墓を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡固定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を奪とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも犠牲者の遺骨収集が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道に許されない。よって本県議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の犠牲者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「犠牲者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって犠牲者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年4月15日

沖 縄 県 議 会

衆議院議長	長	} 宛て
参議院議長	長	
内閣総務大臣	大臣	
外務大臣	大臣	
厚生労働大臣	大臣	
国土交通大臣	大臣	
環境大臣	大臣	
防衛大臣	大臣	
沖縄及び北方対策担当大臣	大臣	

千代田区議会（東京都）あて

「沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情」

関連文書・資料集

【目次】

- * 「陳情書」 / 1
- * 「陳情」にあたって（代表 渡久地芳子） / 2
- * 補足説明と関連資料・写真 / 4～13
- 1. 沖縄島南部地域からの土砂なしには、辺野古新基地は完成しないのか / 4
- 2. 南部地区一帯は国内唯一の戦跡固定公園に指定 / 4
- 3. 「戦没者遺骨収集法」—遺骨を収集し遺族に届けるまでが国の責務 / 5
- 4. 結び / 6
- ・ 関連資料・写真 / 7～14
- * 沖縄戦遺骨収集ボランティア見志堅隆松さんの全国各地議会宛要請 / 15～18
- 1. 「議員提案の要請」 / 15
- 2. 添付資料①—「平和の礎」出身地別刻銘者総数（2021年6月18日） / 16・17
- 3. 添付資料②—沖縄県議会議決意見書（全会一致 2021年4月15日） / 18

千代田区議会議長 殿

2021年6月14日

沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情

1. 陳情理由

日本で唯一の地上戦となった沖縄戦では、県民の4人に一人、日本兵、米兵等をあわせて20万人余が尊い生命を失いました。

沖縄の人びとの戦後は、激戦地となった南部地域で犠牲者の遺骨を収集することから始まり、戦後76年を経た今も収骨は終わっておらず、遺骨のDNA鑑定による身元確定と遺族への返還の取り組みは始まったばかりです。

そのなかで、昨年9月公表された辺野古新基地に関する「設計変更承認申請書」では、未だ多くの遺骨が残る南部地域から、埋め立て用土砂を供給する計画が明らかとなりました。

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表の見志堅隆松さんは、「犠牲者の血や遺骨粉を含んだ南部の土砂を埋め立てに使うのは、県内のみならず、国内外にもいる遺族の心を傷つける人道の問題だ」と訴えています。見志堅さんの訴えは、基地建設に対する賛否の立場を越えた、共通の思いではないでしょうか。

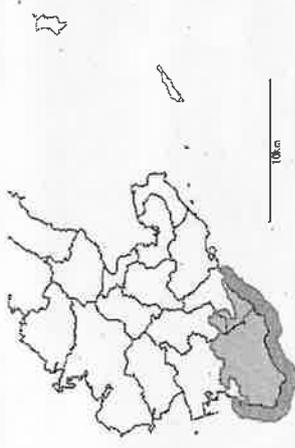
【資料④】「沖繩戦跡国定公園」(沖縄県HPより)

[沿革]

- 昭和40年10月1日 沖縄戦跡政府立公園に指定される
- 昭和47年5月15日 沖縄の復帰に伴い国定公園とみなされる
- 平成4年8月3日 公園計画の再検討

沖縄戦跡国定公園の区域は、糸満市摩文仁を中心に東風平町の一部、具志頭村の一部及びこれらの地先海域を含めた5,059ヘクタール(陸域3,127ヘクタール、海域1,932ヘクタール)です。

公園指定の趣旨は、第二次大戦における日米両国の激戦地として知られている本島南部の戦跡を保護することにより、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万余りの戦没者の霊を慰めるとともに、延長11キロメートルにおよぶ雄大な海蝕崖景観の保護を目的に設けられた公園で、戦跡としての性格を有する国定公園としては我が国唯一のものであります。



【資料⑤】「沖繩戦跡国定公園」内およびその周辺の都道府県慰霊碑一覧
(県営平和祈念公園HPより)

- 北海道(北葦碑)・青森(みちのくの塔)・岩手(岩手の塔)・秋田(千秋の塔)・宮城(宮城の塔)・山形(山形の塔)・福島(ふくしまの塔)・茨城(茨城の塔)・栃木(栃木の塔)・群馬(群馬の塔)・埼玉(埼玉の塔)・千葉(房総の塔)・東京(東京の塔)・神奈川(神奈川の塔)・山梨(山梨の塔)・新潟(新潟の塔)・富山(立山の塔)・石川(黒百合の塔)・福井(福井の塔)・長野(信濃の塔)・岐阜(岐阜の塔)・静岡(静岡の塔)・愛知(愛知の塔)・三重(三重の塔)・奈良(大和の塔)・和歌山(紀之園の塔)・滋賀(近江の塔)・京都(京都の塔)・大阪(なにわの塔)・兵庫(のじぎくの塔)・鳥取(因伯の塔)・岡山(岡山の塔)・島根(島根の塔)・広島(ひろしまの塔)・山口(防長英霊の塔)・香川(讃岐の奉公塔)・徳島(徳島の塔)・愛媛(愛媛の塔)・高知(土佐の塔)・福岡(福岡の塔)・佐賀(はがくれの塔)・大分(大分の塔)・長崎(鎮魂長崎の塔)・熊本(火乃国ノ塔)・宮崎(ひびかいの塔)・鹿児島(安らかに)

※なお、京都(京都の塔)は、県出身兵の大半が戦死した嘉敷高台の公園内にあります。

こと等をいう。

(国の責務)

第3条 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。

2 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を講ずるに当たっては、平成28年度(2016)から平成36年度(2024)までの間(第5条第1項において「集中実施期間」という。)を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。

3 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たっては、その円滑かつ確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長との連携協力を図るものとする。

(基本計画)

第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

(鑑定等に関する体制の整備等)

第9条 国は、戦没者の遺骨収集により収容された遺骨について、当該遺骨に係る戦没者の特定を進めるため、遺骨の鑑定及び遺留品の分析に関する体制の整備及び研究の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(抄)

第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、**戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画**(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
 3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

- 1. 集中実施期間**
 - 平成28年度から平成36年度までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。
- 2. 関係行政機関との連携協力**
 - 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省その他関係行政機関は、可能な限り協力する。
(※) 外務省: 関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
 防衛省: 破棄島における輸送その他支援、自衛隊等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等
- 3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施**
 - (1) 厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の**実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。**
(※) 実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。
 - (2) 情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合など政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。
- 4. 戦没者の遺骨の鑑定等**
 - 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。
- 5. 実施状況の公表**
 - 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。

【資料⑩】 集中実施期間における「基本計画」および「取組方針」(2016年5月)

【資料①・写真②】 埋立承認時(2013.12)の埋立土砂調達計画

*埋立土砂必要総量

2,062 万 m³

*沖縄県内調達可能量

国頭地区	50 万 m ³
北部地区	620 万 m ³
計	670 万 m ³

*県外調達可能量

徳之島地区	10 万 m ³
奄美大島地区	530 万 m ³
佐多岬地区	70 万 m ³
天草地区	300 万 m ³
玉島地区	150 万 m ³
門司地区	740 万 m ³
瀬戸内地区	30 万 m ³
計	1,830 万 m ³

琉球セメント安和鉱山
 (沖縄ドラゴンゾエクト)



【資料③】 「設計変更申請」(2020.4)による埋立土砂調達計画

*埋立土砂必要総量

2,018 万 m³ (変更前) 2,062 万 m³

*沖縄県内調達可能量

国頭地区	234 万 m ³
北部地区	948 万 m ³
南部地区	3,160 万 m ³ (東京ドーム25個分)
宮城島地区	30 万 m ³
宮古島地区	51 万 m ³
石垣島地区	48 万 m ³
南大東島地区	6 万 m ³
計	4,476 万 m ³

*県外調達可能量

鹿児島県	4,365 万 m ³
熊本県	270 万 m ³
長崎県	200 万 m ³
佐賀県	5 万 m ³
計	4,840 万 m ³

推進する。

* DNA鑑定については、当初の「基本計画」では、軍人軍属に限って実施するとされていましたが、具志堅さんらの働きかけもあり、2017年から民間人に広げて実施されています。さらに今年10月から、「戦没者遺骨をご遺族のもとへ」（厚労省リーフレット・資料②）として、沖縄はじめて対象地域を大幅に広げて、DNA鑑定申請が呼びかけられることになっています。

③同じ政府の中で、厚生労働省は「集中実施期間」として遺骨収集とDNA鑑定を進め遺骨を遺族に届ける事業を行い、防衛省は遺骨等の含まれることが明らかな南部地域の上砂を利用し辺野古埋立を行うというのです。正すべきは、国の施策の矛盾ではないでしょうか。

4. 結び

以上、「戦跡国立公園」指定、「戦没者遺骨収集推進法」の主旨を考えれば、南部地域からの大量の埋立土砂採取は、人道上的のみならず法治国家としても許されない。私たちはそのように考えます。

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の募数を極力抑えることのないよう、丁寧な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。 関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米軍側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
硫黄島	関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。

(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ピスマーク、ソロモン諸島等	資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	抑留中死亡者の埋蔵地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
樺太・千島(北樺太を除く)	資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協働等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マーシャル諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協働等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。

【資料②】 DNA 鑑定の対象地域拡大と、戦没者遺族に申請を呼びかける
厚労省リーフレット (2021年10月受付開始)

戦没者遺骨をご遺族のもとへ

**透留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の
身元特定のためのDNA鑑定の対象地域を拡大します**
(沖縄、硫黄島、キリバス共和国、ルバウト諸島、アラバ島、ラバ島以外の地域でも実施)

～令和3年10月1日から申請受付開始～

DNA 鑑定の目的

厚生労働省はDNA鑑定により戦没者遺骨の身元を特定してご遺族のもとへご遺骨を返還する事業を行っています。
DNA鑑定は戦没者遺骨の検体を採取した下記の地域で実施します。

- ・タイ
・中東太平洋地域
ウエーグ島、ギルバート諸島、ツバル、トラック諸島、ミヤンマー
- ・インド
・インドネシア
・インド
・インドネシア
- ・旧ソ連等
旧ソ連等、モンゴル、東欧、ロシア
- ・旧ソ連等
旧ソ連等、モンゴル、東欧、ロシア

- ・ノモンハン
 - ・ピスマーク・ソロモン諸島
 - ・フィリピン (50諸島)
 - ・ミヤンマー
- ※令和3年8月時点の状況。他の地域も戦没者遺骨の検体が採取され返還される可能性があります。

申請者

上記の地域の戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、または孫(おひい)、孫(おひい)等ご遺族が複数おられる場合は、遺族間の協力をできるだけとりまよ、代表者が申請書を出してください。申請でお悩みの方はまずご相談ください。

申請方法

「DNA鑑定申請書」に必要事項を記載のうえ、下記の申請書提出先にメール、FAX、または郵送にて提出してください。

※DNA鑑定申請書は厚生労働省の下記連絡先に請求いただくか厚生労働省ホームページからもダウンロードいただけます。

申請書提出先

- ① メール宛先 dhakantei@mhhw.go.jp
- ② FAX宛先 03-3595-2229
- ③ 郵送宛先 100-8916 東京都千代田区蔵が岡1-2-2 厚生労働省 社会・援護局等支援 DNA鑑定担当

戦没者が不明などお急いの方もまずはご相談ください

お問い合わせ先・ご相談先電話番号

03-3595-2219

受付時間 (平日のみ) 9:30~18:00

詳細はホームページをご覧ください

戦没者遺骨DNA鑑定 検索



保護することにより、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20 万余りの戦没者の霊を慰める」ために指定された「戦跡」としての性格を有する国定公園としては我が国唯一のもの」と紹介しています。こうした事情から、全国各地・各種団体の慰霊碑もこの地域に集中し、現在もガマなどからは戦没者の遺骨が見られ続けています。(資料⑤・写真⑥)

② 「沖繩戦跡国定公園」内での「鉱物・土石採取、土地の形状変更」などの開発行為は、自然公園法の地種区分により規制をうけています。(資料⑦)

今回の問題の発端となった「熊野嶺山」は、採掘場所が具志堅隆松さんが遺骨収集をされてきた近くだったことで、本「陳情」にかかわる危機が広がることになりました。「熊野嶺山」は新規参入業者で、自然公園法による必要な開発「届出」もなされていません。また、当該地区が、自然公園法で開発「許可」が必要とされる魂魂の塔・東京の塔・有川中将自決の墓などのある「第2種特別地域」に隣接していることも、危機を広げました。(写真⑧)

③ 「国定公園」内では、すでに 18 社が採石業を営んでいます。古い鉱山の場合は、届出自体がなされていない事例も確認されています。また、埋め戻しがされず放置されたり、大量の産業廃棄物が不法投棄される事件 (2010 年八重瀬町6 業者を送検) も起きています。(写真⑨)

個々の事業は「届出」や「許可」を受けたとしても、現状を全体としてみた場合、「国定公園」の主旨に沿ったものとはいえない現実が生まれています。

④ それでも、これまでの土砂需要は、沖縄の社会・経済活動を支えるためのものでした。しかし、今回の膨大な土砂需要は、米軍基地建設という国・防衛省の事業によって生み出されたものであり、これまでの事業とは性格も規模も全く異なります。

「戦跡国定公園」に指定された地域の土砂を、戦争のための軍事基地建設に使うということ自体が、はたして許されることなのでしょうか。

3. 「戦没者遺骨収集法」一遺骨を収集し遺族に届けるまでが国の責務

①戦後 76 年を経た今も、多くの戦没者遺骨が未収骨となつている事実、国も共有している認識です。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(2016 年 4 月施行・資料⑩) は、「戦没者の遺骨収集とは…いままだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、…当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいう」(第2条)とし、「平成 28 年度(2016)から平成 36 年度(2024)までの間を、…集中的に実施する期間」(第3条)と定め、「基本計画」の策定を義務づけ (第5条) しています。なお、法律にいう「戦没者」とは、軍人・軍属・民間人を含む概念です。

② 「戦没者遺骨収集法」に基づき沖繩での取り組みについて、厚労省は2016 年～2024 年集中実施期間の「基本計画」および「取組方針」(資料⑪) を、次のように定めています。

* 沖繩の取組方針一大規模な遺骨等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。関係省庁と連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国内の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を

【写真⑥】 具志堅隆松さんが収集された遺骨（左側の掲げた写真・8.15靖国神社前で）



【資料⑦】 「沖縄戦跡国定公園」内での各種行為の規制概要（糸満市 HP より）

地理区分	内容	規制概要
特別保護地区	特に優れた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制されます。	原則として開発行為は禁止。ただし、災害復旧や公益上必要と認められたものについては許可。
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうち風致を維持する必要性が最も高く、現在の景観を極力保護することが必要な地域です。	<ul style="list-style-type: none"> 許可できないもの：ゴルフ場、分譲地、野外運動施設 公益性があれば許可できるもの：建築物、工作物、車道 許可できるもの：木竹の伐採、広告物の設置（高さなどの制限あり。）
第2種特別地域	農林漁業活動について、努めて調整を図ることが必要な地域です。	<ul style="list-style-type: none"> 許可できないもの：ゴルフ場 許可できるもの：建築物（高さ13m以下などの制限あり。）、屋外運動施設（面積2,000m²以下などの制限あり。）、工作物（風致景観と著しく不調和でないもの）、木竹の伐採（伐採規模の制限）、農地の開墾
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であり、通常の農林漁業活動は規制のかからない地域です。	木竹の伐採は皆伐を認めている。工作物の設置については、第2種特別地域とほぼ同様。
普通地域	特別地域や海城公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域です。特別地域や海城公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）と言えます。	一定規模以上の建築物（高さ13m以上または延べ面積1,000m ² 以上）などは届け出が必要。
海城公園地区	熱帯魚、サンゴ、海藻などの生物や、海底地形などが特に優れている地区です。	特別保護地区に同じ。

【写真⑧】 「熊野鉾山」全景（提供・沖縄ドローンプロジェクト）



【写真⑧】 沖縄戦跡国定公園内の採石場 (提供・北上田毅さん/沖縄ドローンプロジェクト)



(左) 普通地域と特別区域のまたがる、荒崎海岸近くの「東里鉱山」。無届採掘で、県が中止指示 (2021.3)。(右) 養生・緑化されず土砂 (産廃?) 投棄。いずれも糸満市



(左) 埋め戻されないまま放置される八重瀬町の鉱山。(右) 産廃不法投棄の摘発を報じる「沖縄タイムス」記事(2010.1.21)

【資料⑩】 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(抄) (2016年4月施行)

(目的)

第1条 この法律は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦(昭和12年7月7日以後における事象を含む。以下同じ。)により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者(今次の大戦の結果、昭和20年9月2日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したものを含む。以下同じ。)の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡す

2021年7月7日

各議会 議長様

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」

代表 具志堅隆松

住所 沖縄県那覇市泊1-28-3

電話

件 貴議会における下記事項の議員提案の要請

要請内容

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること

要請の背景

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立ての為、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、未だに遺骨も埋もれている地域です。現に私たちボランティアが遺骨を発掘していた最中の沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となってしまいました。

国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てに使うなどあってはならないことです。戦没者への冒瀆です。ご遺族に説明のつく事ではありません。何故なら戦後に戦没者のご遺族の元に遺骨の代わりに届いた「御霊石」は戦没地の土砂と言われています。その「御霊石」を埋め立てに使うのは、国が先に行った遺族に対する慰霊行為を自ら否定することです。

南部地域の戦没者遺骨の特徴は砲撃などによる破碎骨が多く、さらに76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。

今回の「埋め立て用土砂採取計画」の撤回要請は基地の建設に賛成か反対かではなく単純に人道上の問題です。沖縄戦で亡くなった77,458名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではありません。全国の問題です。貴議会においても議員の皆様のご提案により戦没者の尊厳を守るべく意志を示していただくことを要請します。

添付資料

1. 「平和の礎」出身地別刻銘者総数（2021年6月18日）
2. 沖縄県議会議決意見書（全会一致、2021年3月15日）



添付資料 1

「平和の礎」刻銘者数（令和3年6月現在）

出身地別刻銘者総数

出身地		令和2年度 刻銘者総数	令和3年度		令和3年度 刻銘者総数
			追加刻銘者数	削除者数 (※二重刻銘)	
日本	沖縄県	149,547	38	1	149,584
	県外都道府県	77,456	3	1	77,458
外国	米国 (U.S.A)	14,010			14,010
	英国 (U.K)	82			82
	台湾	34			34
	北朝鮮	82			82
	大韓民国	382			382
合計		241,593	41	2	241,632

沖縄県以外の各都道府県刻銘者総数

都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数
北海道		10,806	滋賀県		1,691
青森県		565	京都府		2,546
岩手県		685	大阪府		2,339
宮城県		637	兵庫県		3,202
秋田県		485	奈良県		591
山形県		866	和歌山県		916

都道府県	R 3 追加 刻銘者数	R 3 追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R 3 追加 刻銘者数	R 3 追加刻銘後の 刻銘者総数
福島県		1,014	鳥取県		553
茨城県		755	島根県		745
栃木県		696	岡山県		1,838
群馬県		881	広島県		1,352
埼玉県		1,138	山口県		1,208
千葉県		1,622	徳島県		1,285
東京都	2	3,521	香川県		1,393
神奈川県		1,334	愛媛県		2,090
新潟県		1,235	高知県		1,008
富山県		876	福岡県		4,030
石川県		1,072	佐賀県		1,031
福井県		1,184	長崎県	1	1,601
山梨県		551	熊本県		1,975
長野県		1,376	大分県		1,491
岐阜県		1,075	宮崎県		1,854
静岡県		1,715	鹿児島県		2,929
愛知県		2,973			
三重県		2,728	合計	3	77,458

(沖縄県ホームページから)

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書（案）

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって本県議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年4月 日

沖縄県議会

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
外務大臣	
厚生労働大臣	
国土交通大臣	
環境大臣	
防衛大臣	
沖縄及び北方対策担当大臣	

企画総務委員会 送付3-15

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に
使用しないよう求める意見書を国へ提出することについて

受付年月日 令和3年9月9日

陳情者 提出者 1名



陳 情 書

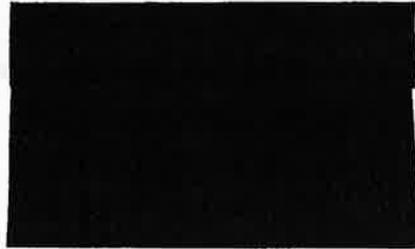
2021年9月9日

千代田区議会議長 桜井ただし 様

件名 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書を国へ提出することについて

陳情者 氏名

〒
住所
電話



主旨 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」を見直し、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書を国へ提出してください。

理由

- ① 沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立ての為、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、未だに遺骨も埋もれている地域です。現に、ボランティアが遺骨を発掘していた最中の沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となってしまいました。
- ② 国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てに使うなどあってはならないことです。戦没者への冒瀆です。ご遺族に説明のつく事ではありません。何故なら戦後に戦没者のご遺族の元に遺骨の代わりに届いた「御霊石」は戦没地の土砂と言われています。その「御霊石」を埋め立てに使うのは、国が先に行った遺族に対する慰霊行為を自ら否定することです。
- ③ 南部地域の戦没者遺骨の特徴は砲撃などによる破碎骨が多く、さらに76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。
- ④ 今回の「埋め立て用土砂採取計画」の撤回要請は基地の建設に賛成か反対かではなく単純に人道上的問題です。沖縄戦で亡くなった77,458名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではありません。全国の問題です。
- ⑤ 日本政府は、2016年3月に超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定しました。戦没者の遺骨収集を国の責務とした時限立法（2024年まで）です。従って、日本政府に求められるのは、この法律を遵守して沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設に使用することを止めることです。

以上の理由により、千代田区議会において、議員の皆様の議決により戦没者の尊厳を守るべく意志を示していただくよう、心よりお願いいたします。



企画総務委員会 送付3-18

沖縄戦で犠牲になられた方々の遺骨を
埋め立てに絶対に使用しないことを求める陳情書

受付年月日 令和3年9月29日

陳情者 提出者 1名

2021年9月29日

沖縄戦で犠牲になられた方々の遺骨を
埋め立てに絶対に使用しないことを求める陳情書

千代田区議会議長

桜井 ただし 殿

東京都千代田区

竹田 靖子

1. 陳情の主旨

- (1) 戦争犠牲者の生きた証としての遺骨が埋まっている土砂を軍事基地の建設のために利用することは、死者に対する冒とくであり、看過できない。直ちに計画を撤回することを求める。
- (2) 日本政府は、一日も無駄にせず、沖縄は言うに及ばずアジア太平洋戦争で失ったすべての人の命を弔い、遺骨収集を実施すること。

千代田区議会は、以上の陳情主旨を採択し、政府および国会に意見書を提出することを強く希求します。

2. 陳情の理由

- (1) 私は、親子三代にわたって靖国神社のそばで生まれ、育ちました。

神社の向かいで写真館を営んでいた父は、私に、靖国神社の「靖」をとっ



て「靖子」と命名しました。

1945年、日本にアジア太平洋戦争の敗戦が色濃く迫る中、東京は3月10日下町地域、5月25日山の手地域がアメリカによる空襲を受け、九段地区も焼け野原となりました。靖国神社の境内を、水を入れたバケツを抱え、祖母と弟と三人で逃げまどった記憶は未だに鮮明です。

- (2) 戦況が厳しさを増すに連れ、まだ幼さの残る紅顔の少年が靖国神社に「最後の」参拝をし、その帰途に、家族とともに記念写真を写しに立ち寄ったのが父の写真館でした。

私のまぶたには、今でもその少年達の面影が焼き付いています。

そして、私自身の叔父も、たったの赤紙1枚で、召集されていきました。

叔父は、築地にあった魚河岸の、中でも代表的なマグロ問屋で働く、曲がったことが大嫌いな、いつでも威勢のいい青年で、私は大好きでした。

召集が迫る中、その叔父と、「最後の」思い出作りに、群馬の伊香保温泉に行き、配給された貴重なお砂糖をつけて一緒にトマトを食べた光景…私の脳裏に焼き付いているその光景を、今でも涙なしに思い出さない日はありません。

召集後、まだ赤羽駐屯地にいた叔父に、叔父の母である私の祖母と一緒に会いに行きました。そのとき外地に向かう直前だった叔父。そして、二度と、叔父の元気な姿に相まみえることはありませんでした。

叔父は、理不尽な上官から部下をかばい、上官の怒りを買って最前線に送られたのです。小さな木箱の中にあった、たった数文字、〇〇〇の霊と書かれた小さな紙切れ一枚が、叔父の遺骨とされていました。縁側でその

小さな木箱を抱きかかえ、庭に向かって正座していた祖母の背中が小刻みに震えていた姿…今でも涙がこみ上げます。

パプアニューギニアなどにも、叔父と同じように、装備はおろか食べるものもなく戦死した200万とも300万とも言われる若者達の遺骨が未だに放置され続けています。戦後70年余りが過ぎ、厚労省は、収集した遺骨についてDNA鑑定をすると発表しました。しかし、時限立法の期限が2024年に迫る中、まずは遺骨を収集することが先決であり、本末転倒と言わざるを得ません。

- (3) 今、政府は、米軍のための空港づくりに、沖縄戦の遺骨交じりの土砂を海に投入して埋め立てようと躍起になっています。日本で唯一米軍が上陸し、地元住民の多くが、集団自決も含め亡くなられた土地、遺骨が風化により土と一体となっている土地の土砂を埋め立てに使うということは、亡くなられた方達の遺体の上を米軍機が何回も蹂躪していくことにほかならず、鎮魂とは正反対の行為です。戦争につながる沖縄の基地建設の埋め立てに遺骨土砂を使うことは、再び沖縄の人々を侮辱することにつながります。愛国を標榜した一強総理と権謀術数にだけ長けた鉄壁官房長官が8年も君臨して、実際にやっていることはこれであり、まるで沖縄の方を同じ日本人とみていないようです。

- (4) 沖縄は日本の敗戦によって一部のものを除き一貫して棄民政策がとられ、在日米軍基地の70%が現在も押しつけられています。(なぜなのか政府からは納得のいく説明は一切なされません。)

沖縄だけに負担を押しつけてのほほんと暮らしている私達にも責任が

あります。ですから、沖縄の痛みを自分の痛みとして感じる共感力を持ち、沖縄の現状を変えるように遠くからも声を上げなければなりません。他人事ではないのです。私にとっては叔父の無念の死の延長線上に沖縄が存在するのです。

- (5) 付け加えるならば、靖国神社には英霊として多くの兵士が祀られているとのことですが、現実の戦火を顧みることなく、若者達の命を次々と奪っていった司令官も合祀されています。命令され、いやも応もなく召集され、最前線に送られていった若者達と、命令を下した当事者達を合祀することは、私には理解し難く、戦死者達も納得いかないでしょう。

防衛省、つまり戦争を聖戦と称し多くの国民を駆り立てていった国は、戦犯と称する一部の軍人にだけ責任を取らせ、国家としてはどのような責任を取ったのでしょうか？本来すべての国民に平等に取られるべき国の責任は、取られていません。その責任の一端を申し上げるなら、赤紙一枚で召集された多くの国民には遺族年金は支給されていません。年金と称する10万円ほどのわずかな弔慰金が遺族に支給されただけです。職業軍人である将校の妻には年間700万円の年金が支給されていたのをご存じでしょうか。現在区庁舎のはす向かいに高層ビル化中の九段会館（元軍人会館）は、職業軍人の子や孫が既得権で運営に携わり、当初は年間10億円もの補助金が投入されて安定した生活を営んでいると聞いています。このように格差化された国の戦争責任も問われなければなりません。

戦争は悲惨です。親子、家族の絆もいやおうなく断ち切られます。自分の目で見たこともなく、分からないというなら、世界に目を向けてみてく

ださい。20年にわたったアフガン戦争で、アメリカは何を得、それに賛同した国々も含めて現在何を確保したのでしょうか。何ももたらすことなく多くの人々の犠牲しか生まなかつたではありませんか。

靖国神社を擁する千代田区の、区議会議員の皆様方をお願いします。真の鎮魂とは何かを真摯に考えてください。戦争につながり悲劇を再現しないようにする懸命な努力をここに求めます。